

事 務 連 絡
平成 27 年 12 月 1 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業による健康被害の救済について（依頼）

基金事業※1により実施したヒトパピローマウイルスワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種後に生じた症状について、PMDA 法※2に基づく救済の審査の結果、支給決定又は不支給決定通知書（以下「通知書」という。）において当該症状が医薬品の副作用（副反応）によるとして、疾病・症状の名称が示された場合であっても、入院治療を必要とする程度の医療（以下「入院相当」という。）に該当しない場合には、PMDA 法に基づく医療費・医療手当は不支給となることから、予防接種法に基づく救済と同等に、通院についても、予算事業による措置（医療費・医療手当の支援）を講じる旨をお知らせしてきたところです。

今般、当該者に対して、（公財）予防接種リサーチセンターにおいて、下記のとおり、医療費・医療手当相当額を健康管理支援手当として支給することとしましたので、お知らせします。つきましては、管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）に対し、基金事業による被接種者に対し、この取扱いを周知していただきますようお願いするとともに、その請求に遺漏なきよう、引き続き周知方よろしくお取り計らい願います。

記

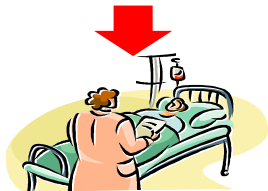
1. 基金事業による接種後の症状について、PMDA 法による判定の結果、医薬品の副作用（副反応）による疾病の名称が通知書に示されたが、「入院相当」に該当しない医療費・医療手当相当額の請求について、健康管理支援手当の支給の対象とします。
2. 基金事業に基づく接種により生じた症状に関する医療費・医療手当の給付を求める被接種者は、入院治療の有無にかかわらず、給付に係る請求書を PMDA に対して提出します。
3. 1 に記載の該当者に対しては、PMDA からの通知書と併せて、予算事業に関する事業概要・請求様式等が同梱される予定です。

※1 「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の実施について」（平成 22 年 11 月 26 日付け健発 1126 第 10 号厚生労働省健康局長、薬食発 1126 第 3 号厚生労働省医薬食品局長通知）に基づく子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業をさす。

※2 医薬品医療機器総合機構法

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業による健康被害の救済について

子宮頸がん等
ワクチンによる
副作用(副反応)

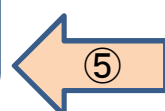


健康被害者

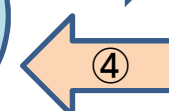
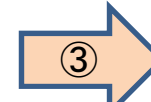
①給付請求



②判定の申出



③諮問



薬事・食品
衛生審議会

④答申

⑥決定通知及び医療費等
の給付制度のお知らせと
申請書類を同封

⑤判定結果
の通知

補助金の交付

予算事業による措置
(医療費・医療手当の支援)

⑦給付申請※



(公財)予防接種
リサーチセンター

⑧書類審査、医療費等の支給

※ 関連性は否定できないとされたが、「入院相当」に非該当であることから、PMDA法に基づく救済では支給されないものが予算事業の対象